**Form AM-TT(J)**

**メンブレン方式の液化ガスばら積船における一次及び二次防壁のガス密レベルの検査事業所**

**承認申込書**

**(承認審査\*1 臨時審査\*2 更新審査\*3 取下げ\*4)**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (一財)日本海事協会　御中 | | | | | | | | | 申込日: | 年 | | | | 月 | 日 |
|  | | | | | | | | |  | | |  | |  | |
| 事業者名(申込者) | | | | | : |  | | | | | | | | | |
| 連絡担当者及び連絡先 | | | | | : |  | | | | | | | | | |
|  | | | | | | Tel: |  | | | | Fax: | |  | | |
|  | | | | | | e-mail | | | | | @ | | | | |
|  | | | | | |  | | | | |  | | | | |
|  | | | | | |  | | | | |  | | | | |
| 下記事業所につき、「事業所承認規則」に基づき、 | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | □ | | 承認審査を関連資料に添えて申し込みます\*1。 | | | | | | | | | | | | |
|  | □ | | 承認内容変更に伴う臨時審査を関連資料に添えて申し込みます\*2。  変更概要\*2: | | | | | | | | | | | | |
|  |  | |  | | | | | | | | | | | | |
|  | □ | | 更新審査を申し込みます\*3。 | | | | | | | | | | | | |
|  | □ | | 承認取下げを承認証書に添えて申し込みます\*4。  取下げ理由\*4: | | | | | | | | | | | | |
|  |  | |  | | | | | | | | | | | | |
| 1. | | 対象事業所名\*1/\*2/\*3 | | | | | | | | | | | | | |
|  | | (和): | |  | | | | | | | | | | | |
|  | | (英): | |  | | | | | | | | | | | |
| 2. | | 住所\*1/\*2/\*3 | | | | | | | | | | | | | |
|  | | (和): | |  | | | | | | | | | | | |
|  | | (英): | |  | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | Tel: |  | | | | Fax: | |  | | |
|  | | | | | | e-mail | | | | | @ | | | | |
|  | | | | | |  | | | | |  | | | | |
| 3. | | 主たる検査業務従事地区または造船所: | | | | | |  | | | | | | | |
| 4. | | 承認番号\*2/\*3/\*4: | | | | | |  | | | | | | | |
| 5. | | 現地調査希望日\*1/\*2/\*3: | | | | | |  | | | | | | | |
|  | |  | | | | | |  | | | | | | | |
| 6. | | 添付提出資料\*1/\*2/\*3 (各2部。承認審査以外にあっては該当する資料のみ提出する。)  本会事業所承認規則1編2章2.3.-1.(2)及び3編15章に掲げる資料を提出すること。(次ページ参照)) | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 7. | | 備考: | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | |

**試験方法**（**事業所承認規則3編15章15.1**）**：**

* 一次及び二次防壁全体の真空試験
* アコースティックエミッション試験(AET)
* サーモグラフィー試験

**提出資料: 以下に関して記載された書類が提出されること.**（**事業所承認規則1編2章2.3.-1.(2)**）

* 承認の対象となる事業所の概要(所在地、沿革、資本金、組織図(子会社を含む。)、従業員数、主要サービス及びその実績等)
* 指定の代理業者、子会社及び外注業者のリスト
* 承認を受けようとするサービスの提供に必要な装置及び設備(測定機器、作業場及び材料・部品保管施設概要、外注工事及び外注品の一覧表等)
* システムデザイナー(例えば、GTT)の承認が必要となるサービスの提供事業所(真空試験、サーモグラフィー試験)にあっては、システムデザイナーにより承認されていることを示す文書。NKが発行する証書の承認期間の満了日は、当該事業所のシステムデザイナーの証書の更新時期が考慮されなければならない。
* 承認の対象となるサービスの概要及びその範囲又は提供地域
* 本会が規定する品質システムを満足する品質マニュアル及びその補足資料又は手順書　(作業手順、作業の検証、記録及び報告、教育・訓練、計測機器の管理等について記載されているもの)
* 承認の対象となるサービスに従事する技術者のリスト(氏名、資格、経歴等が記載されているもの)及び技術者の教育プログラム
* 承認の対象となるサービスを提供する際に使用するチェックリスト及び本会に提出する記録書式
* サービスを行うために使用する装置の操作に関する手引書
* 保守されている機器の撤去及び／又は作業場へ安全システムを提供する為の乗組員との通信手順書
* 他の適当な機関又は船級協会により承認されている場合は、当該機関又は船級協会が発行した承認証書の写し
* 利害対立の可能性がある他のサービスの情報
* 顧客のクレーム及び認証機関による是正処置の記録
* その他本会が必要と認める資料

**申込者による事前確認事項：下記(1)～(4)について満足すること**

1. **品質システム**（**事業所承認規則3編1章1.2**）

* 提供するサービスに要求される品質を確保するために、次に規定に適合する品質システムを確立し、維持しなければならない。
* 教育・訓練
* 検査試験設備等の管理、較正、維持等に関する手順書
* 作業手順書
* 外注管理
* 品質の検証手段
* 本会への報告のための手順書等
* 装置の製造者とサービスの提供事業所との関係
* 事業所は、最新版のISO9000シリーズに適合する文書化した品質システムであって、少なくとも次の内容を含むものを所持しなければならない。
* 関連サービスを行うための規約
* 装置の保守及び較正
* 技術者、技師又は点検者の訓練計画
* 操作手順を順守するための監督及び確認
* 情報の記録及び報告
* 子会社、代理業者及び外注業者の品質管理
* サービスを行う準備
* 業務処理手順、苦情、是正処置の定期的な見直し並びに文書の発行、維持及び管理

1. **作業手順**（**事業所承認規則3編15章15.2.1**）

一次及び二次防壁全体の真空試験を行う検査事業所

* 一次及び二次防壁全体の真空試験は、本会が承認した貨物格納設備の設計者による手順に従い行われなければならない

アコースティックエミッション試験を行う検査事業所

* メンブレンタンクの二次防壁に対してアコースティックエミッションセンサーを用いた超音波試験を行う場合にあっては、本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従う手順書を有すること
* 作業手順書には、少なくとも試験の実施者、実施者の資格の詳細、試験に用いる機器、試験の準備、試験の方法、信号処理、試験の評価並びに報告を記載すること
* 試験中の差圧は格納設備の設計者が設定した限界を超えないこと

サーモグラフィー試験を行う検査事業所

* サーモグラフィー試験は、本会が承認した貨物格納設備の設計者による手順に従い行われなければならない

1. **人員の資格**

共通（**事業所承認規則3編1章1.3**）

人員の資格等

* 人員は、十分な経験を有しており、必要となるすべての装置及び機器の操作について熟知していなければならない。
* 技術者、技師及び／又は点検者は、実地訓練(OJT)を1年以上受けた経験を有していなければならない。ただし、事業所の内部で訓練を受けることが不可能な場合には、事業所の外部で訓練を受けることとしても差し支えない。

監督

* 事業所には、提供するすべてのサービスについて、監督者が配属されていなければならない。責任者となる監督者は、事業所が承認を受ける対象となるサービスについて、技術者、技師及び／又は点検者として2年以上従事した経験を有していなければならない。
* サービスを提供する人員が1人のみである事業所の場合には、当該人員は、監督者に適用される要件に適合していなければならない。

人員の記録

* 事業所は、承認された技術者、技師及び／又は点検者の記録を保管しなければならない。
* 上記に規定する記録には、人員の年齢並びに人員が承認を受ける対象となるサービスに関する正規教育、訓練及び経験に関する情報を含めなければならない。

アコースティックエミッション試験を行う検査事業所（**事業所承認規則3編15章15.3.1**）

* 技術者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない。
* 本会が適当と認める国家規格又は国際規格(SNT-TC-1A(改正を含む。)又はISO 9712(改正を含む。)におけるlevel I 等)に従う資格を有していること。
* センサーの配置を決定するために必要な船体構造に関する十分な知識を有していること。
* 監督者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない。
* 本会が適当と認める国家規格又は国際規格(SNT-TC-1A(改正を含む。)又はISO 9712(改正を含む。)におけるlevel II 等)に従う資格を有していること。
* アコースティックエミッション試験の検査を実施する技術者(SNT-TC-1A(改正を含む。)又はISO 9712(改正を含む。)におけるlevel II 等)として1 年間以上の経験を有すること。

サーモグラフィー試験を行う検査事業所 （**事業所承認規則3編15章15.3.1**）

* 技術者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない。
* 本会が適当と認める国家規格又は国際規格(SNT-TC-1A(改正を含む。)又はISO 9712(改正を含む。)におけるlevel I 等)に従う資格を、熱赤外線試験の資格に加えて有していること。ただし、SNT-TC-1A の資格を有する技術者にあっては、ASNT に認定された独立した機関又は同等の国際的に認知された認証システムにより実施されるlevel I 以上に対応する訓練を受けたことを示す証明書を有していなければならない。
* 撮影した熱画像の船体構造上の位置を特定するために必要な船体構造に関する知識及び検査方法の基礎を理解するために必要な貨物格納システムに関する知識を十分に有していなければならない。
* 監督者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない
* 本会が適当と認める国家規格又は国際規格(SNT-TC-1A(改正を含む。)又はISO 9712(改正を含む。)におけるlevel II 等)に従う資格を、熱赤外線試験の資格に加えて有していること。ただし、SNT-TC-1A の資格を有する監督者にあっては、ASNT に認定された独立した機関又は同等の国際的に認知された承認システムにより実施されるlevel II 以上に対応する訓練を受けたことを示す証明書を有していなければならない。

1. **報告**（**事業所承認規則3編15章15.6**）

一次及び二次防壁全体の真空試験

* 試験の実施日
* 試験実施者
* 各タンクの圧力変化率
* 試験結果の概要

アコースティックエミッション試験

* 試験の実施日
* 監督者及び技術者の資格情報
* 試験ごとの圧力及び時間
* 想定される欠陥の詳細位置についての一覧及び略図

サーモグラフィー試験

* 試験の実施日
* 監督者及び技術者の資格情報
* 試験ごとの差圧
* 熱表示の詳細位置についての一覧及び略図
* 全てのフェーズにおけるサーモグラフィー画像
* 漏れの可能性を示す熱画像の評価